

令和2年度下野市当初予算編成方針

R1. 10. 11

1 本市の財政状況

本市の財政状況は、これまでの事務事業や補助金の見直し、各種基金への計画的な積立と活用、財政運用に有利な地方債の活用など、様々な取組により財政の健全性を維持しているところである。

平成29年7月に策定した「第三次下野市長期財政健全化計画」（以下「健全化計画」という。）に基づき、引き続き事務事業の見直し等に取り組み、財政の健全性の維持に努める。

今後の課題としては、

- ①歳入の根幹をなす市税収入は比較的安定しているが、消費税が10%に引き上げられたことが財政状況にどのように影響するのか、今後の見通しが不透明な状況であること
- ②消費税の10%への引き上げに伴い、交付税の原資となる国の税収の伸びなどが見込まれるが、平成28年度からの段階的縮減や特別交付税の交付額が減少傾向であることから、交付額は不確定であること
- ③消費税引き上げに合わせて始まった幼児教育・保育の無償化に伴う歳出の増加などに伴い、関連する財源の規模が膨らむことをはじめ、社会保障費の増加が見込まれること
- ④これまでの有効財源として活用してきた合併特例事業債は、活用期限最終年度となることから、普通建設事業の実施にあたっては、今まで以上に対象事業の精査や財源調達の確保などが必要になること
- ⑤積極的な事業展開に伴い、合併特例事業債など財政措置が優位な地方債を活用してきたが、地方債残高、公債費の増加が著しいこと
- ⑥「第二次下野市総合計画」（以下「総合計画」という。）に基づく重点プロジェクトをはじめとする各施策への取組や、後年度の長期的な維持管理経費を抑制するため、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を進める中、新たな投資が必要となること

こうしたことから、引き続き合併特例事業債期間終了後の財政運営に備えた経常経費の削減及び有利な財源の確保等のための取組を進めることが重要である。

2 国・県の動向

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」とし、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」

としている。

これを受けた国の基本的態度として、東日本大震災からの復興・創生及び平成 28 年（2016 年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指す、としている。

また、県においては、平成 31 年 2 月に改訂した中期財政収支見込みで、平成 35 年度（2023 年）までの各年度において財源不足を見込んでいることから、行政経費の削減等による収支均衡予算編成を目指す一方、義務的経費である医療福祉関係経費（高齢化の進展の見込、幼児教育の無償化に伴う負担分の見込）増や、国体の開催経費の増等により、一層厳しい状況が想定される。

3 編成の基本方針

令和 2 年度の当初予算編成にあたっては、最終年度となる総合計画前期基本計画と、令和 2 年度から策定される「第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第四次下野市行政改革大綱・実施計画」を軸とし、これまで確実に積み上げてきたまちづくりの持続的な成長を活かしつつ、財政健全化計画の遵守による健全財政を堅持する『下野市 成長と次世代へつなぐバランス予算』と位置付け編成するものである。

そのためにも、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」をはじめ、県の動向や、各施策の実現に有効な財源となる国の経済対策を看過することなく情報収集に努め、必要な対応を図るものとする。

また、よりよい市政実現のために、「事業内容、目的に対し妥当であるか」、想定される事業効果に対し、「適切な事業構築がなされているか」等を十分に検証したうえで計上することとする。

さらに、財政的な制約が強まる中、今後の市政の在り方も考慮し、引き続き、真に必要な施策を計画的、かつ積極的に行い、確実に事業の取捨選択を行い、メリハリのついた予算とする。

なお、編成のための基本的な考え方として、特に重要な次の 5 項目を掲げるので、十分に留意のうえ、編成作業にあたること。

(1) 総合計画に定める重点プロジェクトの実現に向けた取組

- ①重点プロジェクトの確実な実行
- ②重点プロジェクトの実現のための予算の確保（投資的経費、経常枠内経費）

(2) 第二期総合戦略における基本目標の達成

- ①魅力的で安定した雇用を創出する
- ②東京圏からの新しいひとの流れをつくる

- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④安心な暮らしを守り幸せを実感できるまちをつくる

(3) 事務事業評価に基づく事業の選択と集中

- ①既存事業の実施効果と必要性、継続性の検証
- ②効率的な予算の執行と施策の優先順位付け

(4) 財政的に優位な地方債と特定基金の積極的活用

- ①活用期限最終年度にあたる合併特例事業債の対象事業の確定
- ②財政的に優位な起債の積極的活用
- ③公共施設整備基金等の有効活用

(5) 普通交付税の段階的縮減への対応

- ①第四次行政改革大綱実施計画の全庁的な取組による事務事業の見直し
- ②公共施設等総合管理計画に基づく統廃合も含めた施設運営の見直し
- ③交付税算定方法の見直しへの適切な対応（税の徴収率向上、行革推進 等）
- ④イベント開催時の協賛金や広告収入など新たな収入の確保

4 査定の重点ポイント

予算編成時の大きな課題である健全財政の堅持と総合計画や総合戦略に基づく事業推進を基本とし、本年度においては、次の7項目を査定の重点ポイントに定めたので、各部局内の十分な協議・調整に基づき、適正な要求をすること。

(1) 総合計画と総合戦略の実行に向けた予算要求

令和2年度は、総合計画の前期基本計画最終年度となることから、重点プロジェクトの取り組み状況を確認し、計画事業の実現に向け、施策・事業の相乗効果を最大限に高めるための要求とすること。

また、第二期総合戦略初年度となることから、基本目標や具体的な施策の具現化を目指した要求をすること。

(2) 投資的経費（一般財源分）の枠配分による計画的な執行

枠配分額を査定の上限とするので、各部局が主体となり、施策の片寄りが無く、最大限の効果を見込めるよう、部局内で枠配分の範囲内で調整し要求額とすること。

(3) 経常枠内経費（一般財源分）の枠配分による2%削減

前年度の当初予算経常枠内経費から、前年度重点プロジェクト事業費・地方創生推進事業費を除いた額の2%を削減額に設定。

総合計画や総合戦略等各種施策へ加速的に取り組むことを前提に枠配分額を設定したが、重点プロジェクトといえども各部局内調整と、事務事業評価に基づく優先順位による調整を行うこと。

(4) 個別査定の重視

原則、枠配分による部局内調整を基本とするが、配分を超える場合は個別に査定するので、各事業の執行計画や予算規模等を十分考慮した要求とすること。

(5) 扶助費関連の支出の見直し

真に福祉を必要とする人に対する給付となっているか、その有効性や適格性を客観的に判断する等、持続可能な制度設計に努めること。

積算にあたっては、国制度等を見直しや、高齢化等の進行による自然増を踏まえつつ、適正な額を計上すること。

(6) インセンティブ予算制度の継続実施

平成29年度導入したインセンティブ予算制度については、令和2年度も引き続き実施することから、各部局においては、創意工夫による事務事業の見直し等に努めること。

(7) 重点査定費目

- ・ 委員報償費については、会議内容と実態に合わせた金額とし、特別職委員報酬については、条例に準じた額とすること。
- ・ 会計年度任用職員制度の導入による報酬・手当・費用弁償については、適正に計上すること。
- ・ 旅費、消耗品費、備品購入費については、削減を原則とするが、必要な経費（図書購入等）は要求とすること。
- ・ 補助金については、補助金支出の根拠となる公益性及び効果・必要性等の検証を行い、収支内容や余剰金の状況等も確認し、継続的な見直しと更なる工夫に基づくものとする。

5 要求基準等

各部局においては国・県施策の反映は基より、下野市の地域資源を生かした魅力向上の観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中、スクラップ&ビルドの原則に基づき、主体的に事業の再構築を行い、別に定める「予算要求要領」のほか、次の留意点を遵守し、予算要求すること。

会計年度任用職員に係る予算計上については、実情を考慮しつつ、再度見直しを行うこと。

また、効率的・効果的な民間委託等を検討すること。

6 その他予算要求上の留意点

- (1) 各部局とも自らの判断と責任において、市民ニーズを的確に把握した上で事業の優先順位を見極め、メリハリのついた要求とすること。また、事業手法の見直しや自主財源の確保など、歳入・歳出全般にわたる事業内容の徹底した見直しを図ること。
- (2) 国・県補助金の導入について最大限の努力を図り、財源の確保に努めること。
市単独事業は、事務事業評価結果を勘案しつつ、事業継続の必要性を再検証し、廃止又は大幅な見直しを図ること。とりわけ、事業費と受益者数を比較し効率性の低い事業は見直すこと。
- (3) 消費税税率改正と相まった、国の経済・財政再生計画に対応するため、各部署においては、情報収集に万全を期することはもとより、国の補正予算や制度の変更等も想定し、準備を進めること。
なお、国・県の制度等が未確定な施策等については、現行制度による要求とする。
- (4) 会計年度任用職員制度の導入に対し、会計年度任用職員（パートタイム）の予算要求にあたっては、報酬、手当、費用弁償の計上漏れがないように細心の注意を払うこと。
また、制度導入に伴い、次年度からの特別職の職員で非常勤のもの委員報酬についても、条例改正が予定されているため、その後において適正な額を計上すること。
なお、条例改正前であるため、慎重かつ適切な対応をすること。
- (5) 工事請負費の要求にあたっては、用地補償、実施設計等の進捗状況を確認したうえで、関係課や関係機関との協議が整理されるなど、年度内の執行完了が確実な事業費のみを要求すること。
なお、財源については国・県補助金等特定財源の確保に努め、併せて、合併特例債以外の財政的に優位な起債制度についても十分に検討したうえで要求すること。
- (6) 要求にあたっては、これまでの議会審議（一般質問等）における市長答弁の趣旨を踏まえ積極的に取り組むとともに、監査委員からの指摘事項についても十分検討したものとする。
また、職員提案審査結果についても可能な限り反映するよう検討すること。
- (7) 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とする。

別表 要求基準表

経費の区分	要求基準
1 投資的経費	所要見込額を精査の上、各部局の枠配分額内
2 経常枠内経費	各部署または各部局の枠配分額内 <u>(前年度経常枠内経費から、前年度重点プロジェクト事業費・地方創生推進事業費を除いた額の2%を削減額とする。)</u> ※ただし、補助金や委託料等、予算要求要領に基づき適正に算出された額とする。
3 経常枠外経費（人件費、公債費）	所要見込み額
4 経常枠外経費（扶助費等、法令等に基づくものに限る。）	決算状況による増減要因と新たな増減要因を十分に精査・分析した上での所要見込み額
5 経常枠外経費（各特別会計繰出金）	各特別会計の決算状況と新年度の計画を精査した上でのルールに基づく所要見込み額
6 経常枠外経費（一部事務組合等分担金、負担金）	算出方法を精査の上での所要見込み額
7 インセンティブ還元額	下野市インセンティブ予算実施要領第3項第7号及び第8号の規定による還元額の範囲内